

鴨川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

## 鴨川市規則第6号

鴨川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年鴨川市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項及び条例第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項並びに条例第15条第3項及び第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第3条第1項中「第15条第3項後段及び条例第15条第3項後段」を「第15条第4項後段及び条例第15条第4項後段」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 法第22条第3項において準用する法第15条第3項及び第4項並びに条例第22条第3項において準用する条例第15条第3項及び第4項の規定により掲示場に掲示する場合には、聴聞続行公示通知書（別記第11号様式の2）を掲示して行うものとする。

第15条に次の1項を加える。

2 法第25条後段において準用する法第22条第3項において準用する法第15条第3項及び第4項並びに条例第25条後段において準用する条例第22条第3項において準用する条例第15条第3項及び第4項の規定により掲示場に掲示する場合には、聴聞再開公示通知書（別記第15号様式の2）を掲示して行うものとする。

第17条第2項中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に、「条例第15条第3項」を「条例第15条第3項及び第4項」に改める。

別記第2号様式及び別記第17号様式中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に改める。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式の2（第12条関係）

## 聴聞続行公示通知書

(当事者・参加人)の所在が判明しないので、(行政手続法第22条第3項において準用する同法第15条第3項及び第4項・行政手続条例第22条第3項において準用する同条例第15条第3項及び第4項)の規定により、次のとおり公示します。

なお、(当事者・参加人)に対しては、聴聞続行公示通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

印

聴聞の件名	
(当事者・参加人)の氏名	
(当事者・参加人)の住所	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

この掲示を始めた日(から起算して2週間を経過したとき・の翌日)に、聴聞続行公示通知書の送達があったものとみなされます。

別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2(第15条関係)

## 聴聞再開公示通知書

(当事者・参加人)の所在が判明しないので、(行政手続法第25条後段において準用する同法第22条第3項において準用する同法第15条第3項及び第4項・行政手続条例第25条後段において準用する同条例第22条第3項において準用する同条例第15条第3項及び第4項)の規定により、次のとおり公示します。

なお、(当事者・参加人)に対しては、聴聞再開公示通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

印

聴聞の件名	
(当事者・参加人) の氏名	
(当事者・参加人) の住所	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称 及び所在地	

この掲示を始めた日（から起算して2週間を経過したとき・の翌日）に、聴聞再開公示  
通知書の送達があったものとみなされます。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。